明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○消費者教育の推進に関する法律の施行期日を定める政令（二九〇）　三
○消費者教育推進会議令（二九一）　三
○消費者庁組織令の一部を改正する政令（二九二）　四
○消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九三）　四
○道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（二九四）　五
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九五）　五
○動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九六）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二九七）　六
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（二九八）　八

〔府　令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**七六）　八

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**七三）　九
○日本国に帰化を許可する件（**法務**五一四）　九
○文部科学省所管の補助金等に関する事務を北海道教育委員会等が行うこととなった件の一部を改正する件（**文部科学**一六九）　一〇
○生産情報公表加工食品の日本農林規格を確認する件（**農林水産**二五六六八）　一〇
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（**国土交通**一四三九）　一一
○土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更を認可した件（**同**一四四〇）　一一
○自動車登録原簿の一部が滅失した等の件（**同**一四四一）　一一
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**同**一四四二～一四四五）　一一
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**一四四六）　一二

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　外務省　一二

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

法　務

刑事補償法による補償決定の公示（名古屋地方裁判所）　一二

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示三～六）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価、金融商品取引業者営業保証金取戻し、金融商品取引業者に対する行政処分関係　一三

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

特殊法人等

厚生年金基金変更関係　一四

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇消費者教育の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二九〇号）（消費者庁）

消費者教育の推進に関する法律（平成二四年法律第六一号）の施行期日は、平成二四年一二月一三日とすることとした。

◇消費者教育推進会議令（政令第二九一号）（消費者庁）

1　組織

消費者教育推進会議（以下「会議」という。）は委員二〇人以内で組織することとし、会議に、専門委員を置くことができることとした。

2　専門委員の任命

専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。

3　委員の任期等

委員の任期は、二年とすることとし、委員及び専門委員は、非常勤とすることとした。

4　会長

会議に、会長を置き、委員の互選により選任することとし、会長の事務、職務代理について定めるものとすることとした。

5　幹事

会議に、幹事を置くこととした。

6　議事

会議の定足数、議決方法について定めることとした。

7　資料の提出等の要求

会議は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとした。

8　庶務

会議の庶務は、消費者庁消費生活情報課において処理することとした。